

令和2年第4回教育委員会議事録

令和2年3月25日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 2 年 3 月 25 日 (水) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 42 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 田 中 哲 教育企画担当部長 白石 高 士
教育人事企画課長

学 校 整 備 中 村 一 郎 生涯学習担当部長 安 藤 利 貞
担 当 部 長 中央図書館長

庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 村 野 貴 弘

特別支援教育課長
就 学 前 教 育 正 富 富 士 夫 学校支援課長 市 川 雅 樹
支 援 セ ン タ ー 一 長
支 援 所

学 校 整 備 課 長 渡 邊 秀 則 学 校 整 備 担 当 課 長 岡 部 義 雄

生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 済美教育センター 平 崎 一 美
所 長

済美教育センター 東 口 孝 正 済美教育センター 古 林 香 苗
統 括 指 導 主 事

済美教育センター 宮 脇 隆 中央図書館次長 加 藤 貴 幸
教 育 相 談 担 当 課 長

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第21号 区長の権限に属する事務の委任について
- 議案第22号 区長の権限に属する事務の補助執行について
- 議案第23号 令和元年度杉並区一般会計補正予算(第7号)
- 議案第24号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則を廃止する規則
- 議案第29号 杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則
- 議案第30号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
- 議案第31号 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則
- 議案第32号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第36号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第37号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第38号 杉並区県費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則
- 議案第39号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 議案第40号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第41号 杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第42号 杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第43号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第44号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第45号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第46号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則
- 議案第47号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第48号 杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第49号 杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程の一部改正
- 議案第50号 杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正
- 議案第51号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
- 議案第52号 杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正
- 議案第53号 学校運営協議会の設置について

(報告事項)

- (1) 臨時休業中の小学校における校庭開放の実施について
- (2) 令和2年度の教育課程等の実施について
- (3) 令和2年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について
- (4) 学校運営協議会委員の任命について
- (5) 令和2・3年度青少年委員の委嘱について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (7) 中央図書館サービス業務受託者候補者の選定結果について

目次

議案

議案第21号	区長の権限に属する事務の委任について	39
議案第22号	区長の権限に属する事務の補助執行について	40
議案第23号	令和元年度杉並区一般会計補正予算(第7号)	41
議案第24号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	7
議案第25号	杉並区済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	7
議案第26号	杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則	7
議案第27号	杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則	7
議案第28号	杉並区立学校に勤務する講師に関する規則を廃止する規則	9
議案第29号	杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則	9
議案第30号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則	9
議案第31号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則	9
議案第32号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	9
議案第33号	杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第34号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第35号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第36号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
議案第37号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
議案第38号	杉並区県費負担教職員の業務量の適切な管理等	

	に関する規則	13
議案第39号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	15
議案第40号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	15
議案第41号	杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則	16
議案第42号	杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則	16
議案第43号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	18
議案第44号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	18
議案第45号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	19
議案第46号	杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則	20
議案第47号	杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	21
議案第48号	杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則	22
議案第49号	杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程の一部改正	23
議案第50号	杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正	23
議案第51号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正	24
議案第52号	杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正	25
議案第53号	学校運営協議会の設置について	26

報告事項

- (1) 臨時休業中の小学校における校庭開放の実施について
- (2) 令和2年度の教育課程等の実施について
- (3) 令和2年度杉並区立学校及び杉並区立子供の学期及び休業日について

(4) 学校運営協議会委員の任命について	35
(5) 令和2・3年度青少年委員の委嘱について	36
(6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	37
(7) 中央図書館サービス業務受託者候補者の選定結果について	38

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第4回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてですが、議案33件、報告事項7件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、議案第21号及び22号につきましては、「地方自治法」第180条の2の規定に基づく区長からの協議案件として、区的意思形成過程上の案件となっております。

また、議案第23号につきましても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、区的意思形成過程上の案件となっております。

従いまして、議案第21号から23号までの審議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、そのようにいたします。

それではまず、他の議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、組織機構改正に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第4議案第24号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第5議案第25号「杉並区済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第6議案第26号「杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第7議案第27号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、以上4議案を一括して上程をいたします。

それでは、ご説明いたします。

新しい学習指導要領におきましては、「社会に開かれた教育課程」の基本理念のもと様々な改革が必要なことから、平成29年度から令和元年度までの時限的措置として、教育委員会事務局に「教育人事企画課」、「済美教育センター」及び「就学前教育支援センター」の事務を担当す

る「教育企画担当部長」を設置したところでございます。

このことにより、教育ビジョン推進計画の策定をとおして円滑な移行の準備を整えたところでございます。

一方で、令和4年度を始まりとする新たな教育ビジョンの策定に当たっては、現在の教育ビジョンの基本目標を更に発展させるとともに、杉並区の新たな基本構想等との整合性を図りながら進めていくなど、教育委員会の当面の課題に対応する必要があることから、これまでの担当部長を廃止し、新たに「教育政策担当部長」を設置することとしました。

また、教育委員会事務局の各係の分掌事務を改めることとしました。

これらの組織機構改正等に伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第24号の主な改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第5条におきまして、庶務課法規担当係長に「学校法律相談に関すること」を加え、計画担当係長の分掌事務を改めるなどの規定を整備してございます。

また、別表第1におきましては、「教育人事企画課」、「済美教育センター」及び「就学前教育支援センター」の事務を担当する部長を「教育政策担当部長」に改めてございます。

次に、議案第25号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第5条の所長及び担当課長の「職責」並びに第6条の「報告」に係る規定におきまして、担当部長の名称を「教育政策担当部長」に改めてございます。

議案第26号におきましても、議案第24号と同様の改正を行ってございます。

次に、議案第27号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第2条の定義規定におきまして、担当部長の名称を「教育政策担当部長」に改めてございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令和2年4月1日としてございます。

なお、議案第24号につきましては、地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第24号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第24号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第25号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第25号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第26号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第26号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第27号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第27号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、令和2年4月に会計年度任用職員制度が導入されることに伴う規定の整備として関連がありますので、日程第8議案第28号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則を廃止する規則」、日程第9議案第29号「杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則」、日程第10議案第30号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」、日程第11議案第31号「杉並区会計年度任用

講師の給与及び費用弁償に関する規則」、日程第12議案第32号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」、日程第13議案第33号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、日程第14議案第34号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第15議案第35号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上8議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

このたび、地方公務員法の一部が改正されまして、「特別職の嘱託員等」は、一般職の職員であれば課されることとなる守秘義務等の服務規律等が課されていないことから、その範囲が専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化されるとともに、「臨時的任用」は、職員を任用する例外的な制度であることから、その対象が常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されたところでございます。

また、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の職員として、「会計年度任用職員」が新たに制度化されたほか、地方自治法の一部が改正され、フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び一定の手当の支給対象とし、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とすることとされたところでございます。

このことに伴いまして、現行の講師に関する規則を廃止するほか、会計年度任用講師に係る規則の制定、関連する規則の改正を行うものでございます。

はじめに、議案第28号につきまして、ご説明申し上げます。

区立学校に勤務する非常勤の講師につきましては、会計年度任用職員に移行することから、規則を廃止するものでございます。

次に、議案第29号につきまして、ご説明申し上げます。議案をご覧ください。

区立学校に勤務する非常勤の講師が、会計年度任用職員に移行することに伴いまして、その職、任用数、任用の方法、任用の手続き、選考の方法、任期等を定めるものでございます。

続きまして、議案第30号につきまして、ご説明申し上げます。議案をご覧ください。

会計年度任用職員に移行する講師につきまして、1週間の勤務時間、週休日、休憩時間、超過勤務、休日、年次有給休暇、特別休暇等を定めるものでございます。

議案第31号につきまして、ご説明申し上げます。議案をご覧ください。

会計年度任用職員に移行する講師につきまして、会計年度任用講師の給与の口座振替、給料等の告示、給料の支給方法、給与の減額免除、給与の減額、期末手当の支給割合等を定めるものでございます。

議案第32号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

これまで、規則に定めておりました、嘱託員、パートタイマー、相談員等が会計年度任用職員に移行するため、該当する規定を削るものでございます。

なお、この規則におきましては、引き続き、特別職である「学校医」「学校歯科医」「学校運営協議会委員」の任免や報酬等を規定してございます。

議案第33号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する規定におきまして、規定の整備を図るものでございます。

議案第34号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

給与条例では、期末手当の支給基準日前1か月以内に退職した職員には、規則で定める者を除き、期末手当を支給することとされています。第2条の改正は、期末手当の重複支給を避けるため、幼稚園教育職員であったものが、退職後に区の会計年度任用職員になった場合には、支給対象外とする旨を定めるものでございます。

議案第35号におきましても、議案第34号と同様の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令和2年4月1日としてございます。

なお、議案第29号から第31号まで、並びに、議案第34号及び第35号につきましては、条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第28号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第28号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第29号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第29号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第30号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第30号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第31号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第31号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第32号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第32号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第33号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第33号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第34号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

それでは、異議がございませんので、議案第34号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第35号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

それでは、異議がございませんので、議案第35号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして教職員の業務量の適切な管理等として関連がありますので、日程第16議案第36号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第17議案第37号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第18議案第38号「杉並区県費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」、以上3議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」の一部が改正されまして、文部科学大臣が「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」を策定及び公表することとされたところでございます。

このたび策定された指針におきましては、服務監督権者である教育委員会は、「超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む在校等時間」につきまして、上限時間を超えないようにするため、教師等の業務量の適切な管理等を行うこととされたところでございます。

そのため、杉並区は、幼稚園教育職員及び学校教育職員の勤務時間条例を改正し、「業務の量の適切な管理等の措置については、文部科学大臣が策定した指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行う」と規定したところでございます。

一方、東京都におきましても、区立学校の都費負担の教職員、いわゆる県費負担教職員に適用される勤務時間条例を改正し、「区市町村教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置を講ずる」ことを定めたところでございます。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員、学校教育職員及び県費負担教職員の業務量の適切な管理等を行うため、規則の改正及び制定を行うものでございます。

はじめに、議案第36号につきまして、ご説明申し上げます。

議案を2枚おめくりいただき、右側のページをご覧ください。

「第32条の3」の規定を追加いたしまして、指針と同様に、幼稚園教育職員の正規の勤務時間を除いた在校等時間は、1月について45時間、1年について360時間を上限と定めるものでございます。

また、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一次的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、1月について100時間未満、1年について720時間とするなど等を上限と定めるものでございます。

また、この規則の改正におきましては、「会計年度任用職員等であった職員の年次有給休暇の繰越しの取扱い」及び「臨時的に任用された職員等の年次有給休暇の取扱い」について定めてございます。

次に、議案第37号につきまして、ご説明申し上げます。

議案をご覧ください。

学校教育職員、いわゆる区費教員につきましても、在校等時間を幼稚園教育職員と同様に定めるほか、「会計年度任用職員等であった職員の年次有給休暇の繰越しの取扱い」について定めてございます。

次に、議案第38号につきまして、ご説明申し上げます。議案をご覧ください。

都費負担の教職員、いわゆる県費負担教職員につきましても、在校等時間の上限を幼稚園教育職員と同様に定めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令和2年4月1日としてございます。

なお、議案第36号及び第37号につきましては、条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第36号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第36号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第37号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第37号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第38号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第38号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、地方公務員法の改正により臨時的に任用される職員の位置付けが明確化されたことに伴う規定の整備として関連がありますので、日程第19議案第39号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第20議案第40号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

先ほど、議案第28号でご説明したとおり、地方公務員法の一部改正におきましては、「臨時的任用」は、職員を任用する例外的な制度であることから、その対象が常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されたところでございます。

これまで、臨時的に任用された職員が病気休暇により勤務しない場合には、一律に給与を減額する取扱いとしてきたところですが、常勤職員に欠員が生じた場合に任用され、常勤職員と同様の位置付けであること

から、減額の取扱いを改めることとしました。

このことに伴いまして、給与減額の取扱いを常勤職員と同様にする必要があるので、規則の改正を行うものでございます。

はじめに、議案第39号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第11条第2項の「臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しない時は給与の減額を行う」旨の規定を削るものでございます。

次の議案第40号におきましても、議案第39号と同様の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令和2年4月1日としてございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第39号につきまして、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第39号につきまして、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第40号につきまして、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第40号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るためのサービスの取扱いとして関連がありますので、日程第21議案第41号「杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、日程第22議案第42号「杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に

関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

この度、人事院は各府省に対して、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が勤務しないことがやむを得ないと認められるなどの場合には、特別休暇として取り扱う」旨を通知したところでございます。

特別区人事委員会は、総務省からこの通知を受け、国家公務員と同様の取扱いとするために、一般の職員に適用される規則を改正し、令和2年3月2日に施行したところでございます。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員及び学校教育職員についても、同様の取扱いとするため、規則の改正を行うものでございます。

はじめに、議案第41号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「別表の改正の概要」をご覧ください。

給与の減額を免除することのできる場合の基準を定める別表の第1号におきまして、下線のとおりに改正するものでございます。

改正前は「感染症予防法による交通の制限又は遮断」としていた事由に、「感染症予防法に基づく政令等による就業制限や感染の防止のための協力、また検疫法による停留」を加え、対象となる事由を拡大してございます。

次の議案第42号におきましても、議案第41号と同様の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございしますが、いずれの議案につきましても、公布の日から施行することとし、特別区人事委員会の規則が施行した令和2年3月2日から適用することとしてございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第41号につきましては、原案の通り可決して異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第41号につきまして、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案42号につきまして、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第42号につきまして、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の支給割合を改めるものとして関連がありますので、日程第23議案第43号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第24議案第44号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

はじめに、議案第43号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

昨年10月に、特別区人事委員会は、公民較差を解消するため、勤勉手当の年間の支給月数を「0.15月」引き上げる旨の勧告を行いました。

そこで、昨年12月にこの規則を改正し、支給月数を「0.15月」引き上げたところでございます。

今回の改正は、1年分の支給月数「0.15月」の引上げ分を、令和2年度の6月と12月に支給する勤勉手当に「0.075月」ずつ振り分けるものでございます。

次の議案第44号におきましても、議案第43号と同様の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令和2年4月1日としてございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認、及び、地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第43号につきまして、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第43号につきまして、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第44号につきまして、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第44号につきまして、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第25議案第45号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

本年4月1日に、小中一貫教育校高円寺学園が開校すること等に伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があることから、規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の2枚目、裏面をご覧ください。

これまで、杉並和泉学園及び同学園長のものとしていた公印のひな型を、高円寺学園においても使用できるように改めるものでございます。

このほか、子供園及び区立学校の学校印に係る規定におきまして、規定を整備してございます。

最後に、施行期日でございますが、令和2年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第45号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第45号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第26議案第46号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

教育委員会では、教職員の福利厚生のため、荻窪教職員住宅を設置しており、使用の許可を受けた者に対して、教職員である連帯保証人と連署の上で規則を遵守する旨の誓約書を提出させることとしてございます。

本年4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行され、保証人が個人である「根保証契約」については、保証する上限額を明示しなければ、その契約は無効となることに改正されました。

このことから、本年3月3日に、杉並区教職員住宅運営委員会を開催し、連帯保証人の必要性も含め審議をしたところ、住宅の使用料は毎月の給与から控除していること、これまでも滞納の事例はないことなどから、連帯保証人を必要としないことを決定したところでございます。

このことに伴いまして、連帯保証人に係る規定を削るほか、所要の規定の整備を図る必要があることから、規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後から2枚目に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第11条におきまして、連帯保証人に係る規定を削ることとしてございます。

併せて、誓約書の様式におきまして、連帯保証人に係る規定を削るなどの文言の整理を行ってございます。

最後に、施行期日でございますが、令和2年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第46号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第46号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第27議案第47号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

東京都教育委員会におきましては、学校教育における食に関する課題の多様化・複雑化に伴い、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる栄養教諭が担う役割が大きくなっていること。特に、各公立学校の食育リーダーへの支援は、東京都全体における食育推進体制を充実していく上で極めて重要な職務となっていることから、栄養教諭の上位職である主任栄養教諭等を置くことといたしました。

このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があることから、規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第7条の規定におきまして、主任栄養教諭を置くことができる旨を規定してございます。

このほか、栄養教諭に係る規定を整備してございます。

最後に、施行期日でございますが、令和2年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

伊井委員 これは栄養士の方と捉えてよろしいでしょうか。

庶務課長 栄養教諭です。

伊井委員 今、杉並区にどれくらいいらっしゃるというか、そこを伺いたいなど。

教育人事企画課長 これは、栄養教諭は栄養士と違って、都費の学校栄養職員が切替え選考を行い、教諭の免許を取ったものが栄養教諭となります。

来年度においては、区内には3人、中学校2人と小学校1人、うち1人は再任用がいることとなります。

伊井委員 すごく食育の授業をしっかりとやっている学校もあり、期待され

るところだなど思うので、今後増やしていかれるような見通しとかはございませんか。

教育人事企画課長 東京都としては、増やしていきたいという意向はあるようですが、実際のところ、栄養職員に受験をしていただかなければなりません。本人の意向もあります、そういう働きかけをしながら増やしていきたいと思えます。全体の数はどうなるか分かりません。

ただこの3名を核にして学校栄養職員の資質向上ですとか、そういったものに取り組んでいくこととなります。

伊井委員 これからも大事になっていくと思うのでよろしく願いいたします。

對馬委員 栄養教諭が3人と伺ったのですが、主任栄養教諭になる方もいらっしゃるのでしょうか。

教育人事企画課長 選考を受けていませんので、来年度は本区においてはおりません。

庶務課長 それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第47号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第47号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第28議案第48号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

平成29年5月に公布されました「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、引用する条項に移動があったことから、規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第1条、第8条及び第9条の規定におきまして、引用する法律の条番号を改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、令和2年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第48号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、議案第48号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、組織機構改正に伴う訓令の改正として関連がありますので、日程第29議案第49号「杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程の一部改正」、日程第30議案第50号「杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正」、以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

先ほど、議案第24号でご説明したとおり、教育委員会事務局の「教育企画担当部長」を廃止し、「教育政策担当部長」を設置することとしたところでございます。

このことに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

はじめに、議案第49号「杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程の一部改正」の改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第8条の評価者等の規定におきまして、担当部長の名称を「教育政策担当部長」に改めるものでございます。

次に、議案第50号「杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第4条第2項の審査委員会の構成の規定におきまして、担当部長の名称を「教育政策担当部長」に改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令和2年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第49号につきましては、原案の通り可決して異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第49号につきましては、原案の通り可決といたします。

続きまして、議案第50号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第50号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第31議案第51号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

先ほど、議案第28号でご説明したとおり、地方公務員法の一部が改正されまして、「特別職の嘱託員等」は、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化されるとともに、「臨時的任用」は、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されたところがございます。

また、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の職員として、「会計年度任用職員」が新たに制度化されたところであり、教育委員会においては「会計年度任用講師」を任用する予定でございます。

このことに伴いまして、規定の整備を図る必要があるため、規程を改正するものでございます。

改正の主な内容でございます。議案を1枚おめくりください。

決裁区分を定める別表第1の「3の2の項」におきましては、「非常勤職員に関する事」としていた事務を「会計年度任用職員に関する事」に改めるほか、「3の3の項」におきまして、「臨時職員に関する事」としていた事務を「特別職専門非常勤職員」に改めるものでございます。

このほか、「職員の服務に関する事務」におきましては「公務災害補償の認定請求に必要な事実証明をすること」について、「財産の管理に関する事務」におきましては「教育財産の用途変更及び用途廃止」等を定めるなど、規定を整備してございます。

最後に、施行期日でございますが、令和2年4月1日としてございま

す。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

教育長 決裁区分欄の記載がないから分かりにくいけど、職務内容を整理したっていうことですね。

庶務課長 そうです。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第51号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第51号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第32議案第52号「杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

平成29年6月に公布されました「地方自治法等の一部を改正する法律」により、引用する条項に移動があったことから、規程を改正するものがございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第4条の規定におきまして、引用する法律の条番号を改めるものがございます。

最後に、施行期日でございますが、令和2年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

教育長 これは、第243条の2に枝番号がついたということですね。

それでは、議案の採決を行います。

議案第52号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第52号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第33議案第53号「学校運営協議会の設置について」を上程いたします。

学校支援課長から、ご説明いたします。

学校支援課長 議案第53号「学校運営協議会の設置について」ご説明いたします。

議案を1ページおめくりください。

令和2年4月1日付けで、次の学校に学校運営協議会を置くとするものでございます。

設置する学校は、杉並区荻窪五丁目10番22号、桃井第二小学校になります。

提案理由は、学校運営協議会規則の規定に基づきまして、学校運営協議会を置く必要があったためとなっております。

もう1ページおめくりいただきまして、これまでの設置状況が参考資料となっております。

今回の設置で計59校が、地域運営学校となります

議案の朗読は省略させていただきます。

私からは以上になります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第53号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第53号につきまして原案の通り可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症対策として関連がありますので、報告事項1番「臨時休業中の小学校における校庭開放の実施について」、報告事項2番「令和2年度の教育課程等の実施について」、報告事項3番「令和2年度杉並区立学校及び杉並区立子供の園の学期及び休業日について」、併せてご説明いたします。

それでは、ご説明いたします。

報告事項1番「臨時休業中の小学校における校庭開放の実施について」をご報告いたします。

学校保健安全法第20条の規定に基づき、令和2年3月2日(月)から区立学校全校において臨時休業を実施しているところでございます。春季休業開始日の前日までの間、小学校において自校児童に向けて校庭を開放することといたしましたので、ご説明いたします。

これまでの経緯ですが、申し上げたように、現在まで一斉臨時休業を実施しているところです。

そして、3月9日から学校での居場所提供ということで、保護者の就労や病気等、真にやむを得ない事情により、自宅で過ごすことができない困難な小学1年生から3年生、小学校の特別支援学級の児童及び済美養護学校の児童・生徒を学校で受け入れ、居場所を提供しているところです。

その延長線上として、小学校における校庭開放を実施いたしました。

児童の運動不足の解消や健康維持の観点から、居場所提供事業を拡大し、小学校において自校の生徒を対象にした校庭開放を実施することとしたものでございます。

実施の方法等についてでございますが、区立小学校全校を対象としております。ただし、校庭整備等によって実施できない学校数校については除いております。

実施の期間ですが、3月18日(水)から各学校の春季休業日開始日の前日までということです。

実施方法ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から多数の児童が密集しないよう、学年等により利用時間を区切って実施するなど工夫をして行っているところです。

お手元に保護者宛の通知のひな型がついているかと思いますが、この中段に書かれてありますように、学校ごとに例えば午前中は1・2年生、3・4年生、午後に5・6年生など、工夫をして実施をしているということです。

私からは以上です。

それでは、報告事項の2番をお願いします。

済美教育センター所長 私からは、令和2年度の教育課程等の実施についてご報告します。

令和2年度の教育課程等の実施につきましては、当面1学期の対応について、校長会の意見を踏まえるとともに、杉並区危機管理対策本部の決定に基づき、教育課程実施の基本的な考え方を学校に通知しました。

区立学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月2日(月)から春季休業日開始前日まで臨時休業といたしました。

令和2年度の区立学校の教育課程につきましては、4月6日からの開始となります。なお、4校が4月7日開始予定となっています。

令和2年度の教育課程等の実施に当たっては、児童・生徒の健康指導の徹底、保護者への協力要請を行うなど、児童・生徒の健康管理を徹底して参ります。

次に令和2年度入学式につきましては、参列者の制限、及び時間の短縮などを行った上で実施し、始業式につきましても、児童・生徒の大きな集団が生じないように配慮するとともに、時間を短縮して実施いたします。

なお、入学式への参列者への制限や時間短縮など、実施内容や方法につきましては、新1年生保護者宛に教育委員会、校長連名で通知するようにしております。

宿泊を伴う校外学習につきましては、1学期実施予定としていた小学校の移動教室、中学校修学旅行については2学期以降に延期するなど、今後の状況の変化に応じて検討して参ります。

中学校のフレンドシップスクール、特別学級連合移動教室については、令和2年度は中止とします。

遠足などの校外学習、職場体験学習につきましては、1学期は中止、又は2学期以降に延期とします。

部活動につきましては、1学期は原則校内の活動に限り、校外の練習試合や合同部活動は中止とします。

そのほかの教育活動につきましては、1学期の運動会の延期、音楽鑑賞教室の中止などの対応がございます。

教育活動の実施に当たっては、換気の悪い密閉空間、人が密集、近距離での会話という3条件が同時に重なる教育活動を避けた上で、感染拡大防止を十分に行った上で実施して参ります。

このほか、学校保健、学校給食につきましては、学校給食衛生管理基準や、学校保健安全法に基づき、実施して参ります。

学校開放事業につきましては、4月1日以降、杉並区危機管理対策本部の方針を踏まえ、順次再開する予定です。

引き続きまして、令和2年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日についてご報告いたします。

令和2年度の杉並区立学校及び子供園の教育課程届につきましては、杉並区立学校の管理運営に関する規則及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に基づき、3月末までに教育委員会へ届出を行うこととなっています。

これまで、2月の学校との相談日を経て、3月に届出の受付を行ってきました。

はじめに、学期につきましては、令和2年度は全ての学校・子供園において3学期制として実施いたします。

次に休業日の変更につきましては、子供園2園、小学校40校、中学校21校、特別支援学校1校が休業日の変更を行います。内容については記載のとおりでございます。

なお、先ほど令和2年度の教育課程届の実施に当たってご報告いたしました但、学校行事等の教育活動について、既に届け出があった内容に変更が生じていますので、今後、教育課程の一部変更の届け出などにより対応しています。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

久保田委員 この間の新型コロナウイルス感染防止のための様々対応をこれだけ色々とありがとうございました。

昨日、今日と、修了式・卒業式等、本当良かったなと思います。

今、また4月からの新学期・新年度に向け、色々な準備が進められていることと思いますが、お話にあった中で、3月24日付けの基本方針について、この資料の中に添えてある、2月27日付けの通知、これとの関連で1つお聞きしたいことがあります。

2月27日付けの1の(1)の「ア」の所に、咳エチケットの励行というのがあり、これはこれからも当然継続されていくことと思います。

その下の「エ」の所なのですが、「給食の際には、児童生徒が対面する形を可能な限り避け、飛沫感染の防止に努めること」とあります。

実はこのことについては、これまでもインフルエンザがはやった時には、各学校こういった対応を当たり前のようになっている。グループで食べることをやらずに全部前向き型で給食を取るということもやってきておりまして、これ自体は何ら問題なくできるかなと考えています。

これに関連してなのですが、例えば授業形態の問題として、机を寄せて4人のグループの学習活動、特に小学校においては毎日のようにいろんな教科で行われているデータがあり、しかも4月からは新学習指導要領、新しい教科書が全部各教科配られて、そのもとでスタートするという中で、まさに目玉である、「主体的・対話的で深い学び」の「対話的な学び」に関することと言えば、グループ活動・グループ学習が現場の先生方にとってなかなかやりにくい状況である。

そういったことを考えると、今、学校の現場レベルからそういったことについてセンターの方に相談等何か来ているのかどうか。また、今後の方向性・方針等がありましたら、教えていただければと思います。

済美教育センター所長 学校からの相談というのは、教育課程、1学期の方針が出ましたので、それをどうしていこうかというような相談が主です。

具体的な授業のことについては、相談はないのですが、先ほどお話した3つの条件、換気が悪い状態にしないや、できるだけ密集を避けるとか、近距離の会話をできるだけ避けるというところが、「主体的・対話的で深い学び」を実現していく時に、先生方も悩むところかなと思います。健康観察ですとか、手洗い・うがい、マスクの着用とか。そういうところを万全にした上で、授業についても全く発言がない、会話がないう授業というのもなかなか難しいと思うのですが、学校の方でも色々考えて実施していくと思いますので、センターとしても相談があった時だけではなく、何かしらの学校への支援、話はしていく機会を持ちたいと思っています。

久保田委員 ありがとうございます。大学のある豊島区で、教育委員会の方で新年度からの授業について、グループ学習をやらないということをはっきり出している面もあったり、各区市によっていろんな対応が出てきているのかなと思っています。

現場の先生からすると悩ましいところかなとことで、個人的には気になっておりまして、心配しており、質問いたしました。ありがとうございます

いました。

折井委員 保護者側の心配を発言させていただきたいのですが、3月24日付けの資料で、児童・生徒のところの「ア」の咳エチケット(マスクの着用等)とございますし、「イ」には自宅で検温ということで、プールがある時と同じように、朝、学校に行く前に検温してってということで、恐らく息子の小学校でも、一覧表を先生たちはきっと本当に大変な思いをされながら、首相が発表された後、表を作られたんだろうなと思いながら受け取ったのですが、そういったものは恐らく作ってくださるのかなと思うのですが。

実は息子が先々週熱を出しまして、とても悩んだのが、微熱なのです。37.3度くらい。息子は37度くらいまで上がりますし、私も体温が高い、37.2度なんて普通なのです。そうなった時にどの程度で発熱といっても微熱だから休ませるのか、そういったところが、いつもであれば、37.1や37.2だと、子供ですから本当に元気なんです。どうということもない状態なので、恐らく微熱に気付かず、検温もしないと学校に普通に行っていると思うのです。

今後、4月に入ると検温で、きちっと、今日は高いねといった時に、どの程度の目安というのでしょうか。その辺りのところが各家庭で悩ましいのかなと。万が一のことを考えると、休ませた方が良いのか。でも実は少し興奮しただけかもしれないというところで、お休みさせるとお休みしたっていう記録が残るし、子供もすごく嫌だしっていうところで、保護者側からすると少し悩ましい。

なので、学校の方でこういった基準、といってもケースバイケースなのは当然なのですが、その辺りのところが悩ましく保護者としては感じるかなという風に思っているのですがいかがでしょうか。

済美教育センター所長 今お話があったように、個々で平均体温といえますか、そういうものも違いますし、なかなかその基準というのは難しいと思うのですが、学校はまずは学校医と色々ご相談していくと思うのです。

あとは体温だけではなく、表情であったり、行動であったり。毎朝健康観察をしていきますし、状況によっては声掛けをして無理をさせないということを第一に考えて対応していくと思います。

1つの基準というのは難しいのが現実かなと思っています。

学務課長 実際にお子さんによって平熱ってかなり違うと思うのですが、感染予防についてお知らせさせていただいているのは、お子さんに風邪の症状があつて、37.5度以上が4日以上続く場合で、強いだるさや息苦しさがある場合は、杉並区の帰国者・接触者電話相談センターに電話相談をしていただくという形では、保護者の皆さんにお知らせさせていただいている状況です。

折井委員 4日間出してしまつて良いのかなと母として思いますが。

あともう1点、マスクの着用。普段であれば咳をしている時はマスクをしようねということ。当然親も考えますし、子供も高学年になったらきちんとしなければという意識は持っていると思うのですが、マスクが新しく手に入らない。子供用は本当に手に入らない状況があつて、そうなってくると、喘息の人って、5月、6月くらいになってくると発作も起きやすくなるので、咳出ちゃうんです。でもマスクがないよとか、ちょっと風邪気味で、ただ咳が、イガイガがあつて咳出ちゃうよというように、マスクの着用をさせたいけれどもなかなかできないという状況が起こりえるのかなと。

かといって、学校が配布するような余裕も、どこから手に入るのというところもございますし、とても悩ましい状況が続いて、センターもそうですが、現場の方でもかなり苦労されることになるのかなと思います。

何よりも国内の状況が落ち着いてくれることを願っています。

對馬委員 同じお手紙の8番の「保護者会等の実施について」の(2)の所に、4月のPTAの立ち上がりの所「各校長からPTA会長に依頼する」とあるのですが、この時期、新規で新しく会長になられた方もたくさんいらっしゃるって、初めてのことで、どう対応して良いか皆分からない中で、PTA会長というのは一般の保護者の方なんです。そういう方に依頼をするということはなかなか難しいと思うので、学校支援担当の方が一緒に考えてあげるとか、何かひな形のようなものを見せてあげるとか、そのような支援をしていただけると良いかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

学校支援課長 PTAは任意団体という扱いはさせていただいていますが、委員のおっしゃるとおりです。検討させていただきます。ありがとうございます。

伊井委員 それぞれの委員の方々がおっしゃったことがもっともだと思

うのですが、この間皆様が前代未聞の状況にどんなに苦勞されているか
なと思い、その御尽力には本当に心から感謝するところです。

保護者の方々へのご協力っていうのは、是が非とも必要な部分である
ので、今回お休みが長かったこととか、子供の心の面とかも含めまして、
学習面とか年度が明ければ、明けた時に色んなご苦勞があると思います。

本当に大変かとは思いますが、保護者の方々に前向きにご協力いただ
くような体制を取っていただいて。マスクのことももちろん心配ですし、
検温も早く出かけてしまう方は子供任せにされることもあるでしょうし、
保健室との連携とか様々な面でバックアップしていただければ良いなと
思います。よろしく願いいたします。

済美教育センター 所長 新学期が始まると、学習のこともありますし、健
康上のこともあると思います。

子供たちの心理面というのを学校は気にしているところがあるのかな
と思いますので、担任1人で何かやることではなくて、学校全体で、子
供の様子を見ながら必要なケアをしていく。そういったことも含めて保
護者へも、しっかり協力をお願いするように学校も準備しているかと思
いますので、改めて学校にはそのことも伝えて参りたいと思います。

教育長 これを機会に行動変容が起きてくるだろうという指摘をしてい
る人がいますけど、そうなると思います。

今まで当たり前だと思っていて、何の疑問も感じなかったことの1つ
1つに、これはどうだったのとか、空気のように当たり前にあったもの
がある日無くなって、ないって気が付いたり。

大事なことを失っていくことはあってはいけないことだけれども、今
回の状況の中で、自ら考えて、正しく判断して、どう行動していくか
ということについて、「こうしろ」、「ああしろ」っていう権威とか権力
に基づいて規制するよりは、一定程度の骨太の方向性を示したら、むしろ
1人1人の行動変容、自分で考えて、適切だと思える行動を取る。適切
だと思えるような判断材料を提供していく、それが1番大事だと思う
のです。

だから体温のことも、「37.5度以上」ではなく、それは医学的に見た
ら「37.5度以上」なのだけれども、その子の平熱が36度だったら、37.5
度っていうのはかなりの高熱なわけじゃないですか。日常の生活と比較
した時にどれほど変化があったかという判断基準は自分で持っていくし

かないんです。「37.2度ならいいけど、37.3度は駄目」ではなく、その子にとって平熱よりも0.5度続いているとしたら、他の人の体温より低くても、発熱が続いているっていうことになるし。仮に37.2度が平熱だとしたら、37.2や37.3度というのは別に大したことはないとなるかもしれない。そういうことが大したことであるか、大したことでないかっていう判断は医学的にきちっとしていかなければいけないことだけれども、その判断をするために必要な材料は、まず自分たちで整理をし、集めた材料を提供される判断基準に当ててみて、これは高いとか、低いとか、危ないとか、危なくないとか。

そういう風に行動を自分で満たしていく、成長の機会でもあるので、1個を決めてこれに従ってという形、大事なことは骨太に決めるけれども、日常の生活を維持していく上で、自分たちの日頃のあり方がどうだったのかっていうことは、多分皆担わせていると思うんです。だけど担わせていてもどうにもならないこと、例えば学童クラブに子供を預けなければ働きに行けないってというのは、仕事辞めますってなってしまうから、そういうことについてはきちっと子供を預かって、仕事ができるようにしてやるってというのは理屈ではなく、どんなに困難なことであつたとしたって、ここが破綻したら働けなくなっちゃうわけだから、こういうことは公がやっていかなければいけないけれども、判断をするための材料は提供しても1つ1つに立ち入らないっていうのも、大事かなと思っています。

具体的にそういうことに遭遇したらどういう風になるか分からないけれども、何かを判断する拠り所になる正しい情報を常に提供していくっていうことが第一ではないでしょうか。

ついでに言うと、「主体的・対話的で深い学び」って多分これも変わります。提案がされた時に対話的っていうのは他者との対話だけでなく、自己内対話も含めて、対象との対話っていうことを大事にした方が良いつてことをずっと言っているんですけど、隣の人と話し合うことが対話ではないんです。対象と自己が向き合うことが対話ですから、非常に哲学的な内容を持っているわけです。学習の対象と自己とが対話的に向かい合うっていうことは、別に隣の人と話をしなくてもいいのです。もちろん隣の人と話をして問答をして、伝承的に深めていくっていうことは大事なことから否定はしないけれども、対話っていうのは対象と自己

が向き合うっていう風に考えれば、「4人で相談しなさい」という場面が無くても、向き合って深く掘り下げていくっていうことは可能なわけで、そういう指導の仕方は今までの教員というのは1番下手なんです。

何でかと言うと、「はい、こっち向いて」とって向かせて、「いいですか」みたいな感じでやっているから、基本的に。小休憩中の読書の指導もそうだし、対象と向き合って自ら掘り下げていくっていう良い機会だと思います。

中学なんかやろうと思ったら、絶対それを行った方が良く。ただ、小学校1年生に「対象と向き合え」なんて、先生も何のことか分からないし、子供なんてもっと分からないから、そういう言い方はしないけれども、学ぶ相手と向かい合うっていうのは、なにも隣の子だけじゃない。

これは教員にも教えていかないと、1番気付いていない部分です。指導案とか、解説なんか読んでも、自己内対話とか、対象と向き合うっていうことの言い方で書いている参考書が少ないです。話し合ひましようとか、活動は何かとか説明してあるけど。大事なことはそこだと思います。良い機会ではないですか。

庶務課長 ありがとうございます。それでは、報告事項1番から3番までにつきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項4番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく、学校運営協議会委員の任命についてご報告させていただきます。

新設の桃井第二小学校の委員につきましては、1ページの上段にございます。11名の方となっております。

また、1ページ下段から、4ページにかけては、既存校で新任及び任期の更新を迎える委員の一覧を記載させていただいております。

特筆すべき事項といたしまして2ページご覧いただきまして、桃井第四小学校の公募の委員ですが、この方につきましては桃井第四小学校がコミュニティスクールとなった後、同校を卒業し、現在大学生で非常に若い委員の方となっております。この場でも様々に若い委員をとの話が出ておりましたが、その実現となった例となっております。

恐れ入りますが資料の1番最後のページをご覧ください。参考でございますが、新設校では1校11名、既存の学校では23校115名の方の任命と

なっています。

任期は令和4年3月31日までの2年間となります。

報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

教育長 良かったですね。若い方に入ってもらえて。どんどん増えていくと良いですね。

庶務課長 それでは、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項5番「令和2・3年度青少年委員の委嘱について」、引き続き学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 続きまして、令和2・3年度杉並区青少年委員の委嘱についてご報告します。

青少年委員につきましては、資料の2の(1)にございますとおり、職務といたしまして、青少年教育の振興のため、家庭・地域・学校をつなぐパイプ役として、地域の教育力向上の要として活動いただいております。

選任は、1の(3)にありますとおり、青少年育成委員会からの推薦を受けて、教育委員会が委嘱します。

この度、4月1日付けで令和2・3年度の青少年委員を委嘱いたします。

定員は47名となっておりますが、4月1日で42名の方を委嘱予定でございます。

裏面にその一覧が載っておりますが、一部地域では推薦が挙がっていないところもございまして、引き続き推薦のお願いを続けていく予定です。

中学校区ごとに1名以上の委嘱はできておりますので、中学校区をかけるということはありません。

名簿の詳細及び表面の青少年委員の概要等、その他の部分につきましては後ほどご確認いただければと存じます。

私からは以上となります。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、報告事項5番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項6番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課課長 私からは令和2年2月分の教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告します。

2月分の合計でございますが、全体で20件でございます。

定例・新規の内訳は、定例が19件、新規が1件となっております。

共催・後援の内訳は、共催が4件、後援が16件でございます。

新規の1件ですが、2ページをご覧ください。生涯学習推進課社会教育センター受付分で、No.5です。新規の後援でございますが、団体名は「Challenge For the Future」、事業名は「SDGsに関する日本と海外の取組」となっています。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

伊井委員 ご説明いただいた新規の内容について、少々お話を伺えると良いなと思いますが。

生涯学習推進課長 日本と教育先進国であるドイツとの取組の違いなど、現地の若者と交流を踏まえながら、次代を担う若者の視点で、日独の環境問題への取組に関する比較研究を行い、今後の日本に置ける環境問題への解決に向けて、具体的な方法を発見し、実践につなげていくということです。

参加者を公募して語学学習を含めた事前学習会を経て現地校でプログラム、ホームステイなどのプログラムを実施するものです。

伊井委員 現地校でということですか。

生涯学習推進課長 実際にドイツに行つてということですか。

伊井委員 もう既に済んでいることの報告会だったのでしょうか。

生涯学習推進課長 これからです。事前学習から始まって、実際に行つての期間が3月から来年の1月までと。

ただ、こういう状況なので、今後団体の方が、2月分に承認はいたしました。が、どういう風に実際運営を考えるかというのは、日程を後ろに倒したりとか、そういったことは生じてくると思いますし、もし変更が生じれば変更届を出していただくということになると思います。

伊井委員 十分にご配慮いただきながらご指導いただけたらと思います。
よろしく願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項6番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項7番「中央図書館サービス業務受託者候補者の選定結果について」、中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 私からは、中央図書館サービス業務受託者候補者の選定結果について、ご報告いたします。

ご案内のとおり、中央図書館におきましては、今年の9月にリニューアルオープンをする予定でございますが、そのオープン以降のサービス業務の受託者候補者につきまして、公募型プロポーザル方式によって募集を行ったところ、2事業者から応募がありました。

応募のあった事業者につきまして、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき設置した選定委員会において審査を行いまして、この度、候補者を選定いたしましたので、ご報告いたします。

まず選定事業者の概要ですが、株式会社図書館流通センターということで、所在地、設立日は記載のとおりです。

今までのリニューアルオープン前の事業者と、結果的に同じ事業者ということになります。

次に選定経過等ですが、選定委員会におきまして募集要項及び審査方法・審査基準を定め、応募のあった2事業者について、第一次審査の書類審査及び第二次審査のプレゼンテーションとヒアリングを実施しまして、評価点数が合計点数の6割以上で、かつ最上位の合計評価点を得た事業者を受託候補者として選定いたしました。

事業者の財務状況については、別途公認会計士に診断を依頼しまして、診断結果をもとに選定委員会において審査をしております。

選定結果につきましては、別紙に記載のとおりでございます。

選定経過ですが、令和元年の11月14日に選定委員会を設置しまして、12月6日より令和2年1月15日にかけて、公募をいたしまして、2月15日に第一次審査、3月3日に第二次審査を実施しまして、受託者候補者を選定しました。

選定委員会の構成は記載のとおりでございます。

委託期間ですが、令和2年9月1日から令和7年3月31日までの4年

7か月としております。

今後の主なスケジュールとしては、本年9月より業務委託を開始するということになっております。

私からは、以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、報告事項7番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会の開催予定ですが、4月8日(水)午後2時から定例会を予定しています。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 傍聴していただきましてありがとうございます。

来年度もおいでください。

(傍聴者 退出)

教育長 それでは、改めまして、議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1議案第21号「区長の権限に属する事務の委任について」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。議案を1枚おめくりください。

本議案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、区長から協議のありました事務の委任について、同意するというものでございます。

委任を受ける事務は「旧杉並第四小学校の一部の管理」でございまして、区長からの委任を受けて教育委員会が管理を開始する日は、令和2年4月1日としてございます。

議案をもう2枚おめくりください。こちらは、杉並第四小学校の敷地全体の配置図及び建物の平面図でございまして、教育委員会が管理をする部分につきましては、3階建ての建物のうち、1階の一部を占める区立高円寺北子供園を除く部分でございまして、教育委員会が管理をしない子供園部分につきましては、図面上はグレーで示してございます。

次に、区長から協議のあった経緯についてご説明いたします。

杉並第四小学校につきましては、3月16日の教育委員会において、4月1日付けで教育財産としての用途を廃止する旨のご議決をいただいたところでございます。用途廃止後の建物につきましては、地方自治法第238条の3第3項の規定に基づき、普通財産として区長に引き継がれるものでございますが、杉並第四小学校跡地におきましては、区立施設再編整備計画に基づき、今後、教育委員会が次世代型科学教育の拠点等を整備することとしているところでございますので、4月以降も教育委員会が管理し、当該拠点等の整備を進める必要がございます。しかし、用途廃止した財産の管理に関する事務は区長の権限に属するところでございますので、今般、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会が委任を受けて管理することについて、区長から協議を求められたものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第21号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第21号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第2議案第22号「区長の権限に属する事務の補助執行について」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

議案を1枚おめくりください。

本議案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、区長から協議のありました補助執行について、同意するというものでございます。

教育委員会が補助執行する事務は「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用等に関する事務」でございまして、補助執行を開始する日は、令和2年4月1日としてございます。

次に、区長から協議のあった経緯についてご説明いたしますので、参考資料をご覧ください。

現行の非常勤職員制度と会計年度任用職員制度移行後を図で示してお

りますが、現在の非常勤職員のうち、嘱託員・パートタイマーについては、会計年度任用職員制度へと移行し、原則として「特別職」から「一般職」となります。また、専門非常勤と呼ばれる非常勤職員につきましても、労働者性の低い医師や顧問などを除き、原則として会計年度任用職員制度に移行し、「一般職」となります。

これまで、教育委員会に配置する非常勤職員につきましても、教育委員会が独自に採用を行ってきたところですが、杉並区におきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、一般職となる会計年度任用職員の採用については、常勤の職員と同様に区長が行うことといたしました。しかしながら、事務の効率化等を図る観点から、教育現場で必要とされる人材の採用は、引き続き教育委員会が直接行うことが好ましいため、今般、区長の権限を教育委員会の職員に補助執行させることについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、区長から協議を求められたものでございます。

なお、補助執行により行う事務といたしましては、会計年度任用職員の採用に関する事務のほか、勤務日及び勤務時間の指定、休暇の承認、超過勤務や出張を命ずることなどの事務が含まれているものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第22号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第22号につきましては、原案の通り可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第3議案第23号「令和元年度杉並区一般会計補正予算(第7号)」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただき、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

まず、歳入歳出予算でございますが、「事務事業名」の欄に記載の1

事業について、「補正額」の欄に記載の金額を補正するものでございます。

今回の補正は、区内の区立学校が臨時休業となったことに伴い、学校給食の食材費相当額に当たる経費及び学校給食費の保護者への返還に係る口座振り込み手数料に要する経費について、94万7,000円を計上するものでございます。

なお、学校給食休止に伴う対応に要した経費につきましては、全国学校給食会連合会を通じて4分の3の補助が見込まれることから、特定財源のその他の欄に70万9,000円を計上しており、差し引き一般財源は23万8,000円を計上するものでございます。

歳入歳出予算につきましては以上でございますので、議案を1枚おめくりいただき、2ページ目をご覧ください。

教育費の総額を記載してございます。

今回の補正により、94万7,000円を増額いたしまして、補正後の教育費の総額は、197億1,485万8,000円でございます。

それでは、引き続きまして、繰越明許費の追加がございますので、議案を1枚おめくりいただき、3ページ目をご覧ください。

こちらは、令和元年度で執行に至らなかったものを令和2年度に繰り越すものでございます。

杉並第二小学校他3校の電話設備取替工事につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、資材の納品が困難となり、年度内に工事を完了することができなくなったことから、工事費用を翌年度に繰り越すものでございます。

金額につきましては、当該電話設備取替工事の契約金額である353万1,000円を翌年度に繰り越すというものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

教育長 学校が休みになるとこれだけ大変なことが起きるといふことです。付随して処理しなくてはいけないものがまだまだたくさん起きてくるといふことです。

それでは、採決を行います。

議案第23号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第23号につきましては、原案の通り可決といたします。

それでは、議事の関係上、ここでいったん休憩といたします。

(休憩・追加議案配布)

それでは、委員会を再開します。

庶務課長から報告をお願いします。

庶務課長 ご報告いたします。

先ほど議案第21号にてご議決をいただきました旧杉並第四小学校の一部の管理に関連いたしまして、ただいま追加で議案第54号を配布させていただきましたので、この件につきまして、ご説明いたします。

議案を1枚おめくりください。

本議案は、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により規則を改正することをあらかじめ教育委員会が教育長に指示をするものでございます。

まず、「1」をご覧ください。

臨時代理による処理の指示内容でございますが、区長から旧杉並第四小学校の一部の管理の委任を受けた場合に、杉並区教育委員会事務局処務規則を改正するというものでございます。

規則改正の内容につきましては、後ほどご説明いたしますので、次に「2」をご覧ください。

臨時代理により処理する理由でございます。

旧杉並第四小学校の一部を教育委員会が管理することにつきましては、地方自治法第180条の2の規定に基づき区長から協議があり、先ほど協議に同意する旨のご議決をいただいたところでございます。

今後は、この協議結果を踏まえまして、区長から教育委員会あてに旧杉並第四小学校の一部の管理について委任する旨の通知が発せられるものと理解しておりますが、教育委員会におきましては、当該委任の通知を受けたのち、年度末までの間に速やかに教育委員会事務局処務規則を改正し、公布する必要があります。年度末までの限られた時間の中で、円滑な事務処理を進めるためには、教育長の臨時代理により規則改正を

行う必要があることから、あらかじめ指示をするものでございます。

それでは、具体的な規則の改正内容についてご説明いたしますので、議案を1枚おめくりください。

件名は、「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」としてございます。

改正の内容につきましては、議案をもう1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

第5条の表の「生涯学習推進課」の部、「管理係」の項、第8号中、「旧新泉小学校施設」の次に、「及び旧杉並第四小学校施設」を加えるものでございます。

最後に、議案を1枚お戻りいただき、附則をご覧ください。

この規則の施行期日でございますが、「令和2年4月1日」としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第54号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第54号につきましては原案の通り可決といたします。

以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。